



# にしはら

2014  
No.510

8

## 大空に放った、平和を願う思い

「西原町平和音楽祭2014」で、  
平和の象徴として鳩型の風船を空へ放ちました。



### 町の世帯・人口 平成26年6月30日現在

人口	男	17,612人
	女	17,550人
	計	35,162人
世帯数		13,661世帯
特定健診の受診状況 (平成26年6月末日現在)		
受診率		4.3%
平成26年度受診率目標		45.0%
目標まであと		2,680人

### 今月のトピックス

- 臨時福祉給付金 ..... 2
- 子育て世帯臨時特例給付金 ..... 3
- 町有地の売却について ..... 4
- 平成27年度 西原町職員採用候補者試験実施要項 ..... 6
- 西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業 ..... 7
- 「特別警報」について ..... 8
- 「西原町のまちづくり」提案募集 ..... 9
- 選挙管理委員会からお知らせ ..... 10
- 限度額適用・標準負担減額認定証(国保) ..... 14
- 限度額適用・標準負担減額認定証(後期高齢者医療) ..... 15
- 集団健診のご案内 ..... 16
- 夏休み 食育ワークショップ ..... 17
- 高齢者の実態把握調査 ..... 18
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」 ..... 19

西原町ホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

## 大型MICE施設をマリンタウンに! 誘致実現に向けて住民大会を開催

沖縄県が計画している大型MICE施設をマリンタウン地区へ誘致するため、これまで西原・与那原両町が連携して誘致活動を実施してきました。7月末までに建設地の決定がされる予定となっていることを受け、6月29日にさわふじ未来ホールで「西原町大型MICE施設マリンタウン地区誘致住民大会」(同実行委員会主催)が開催されました。



大型MICE施設の誘致にあたっては、昨年11月に約2,000名が集って与那原町と合同で住民大会を実施。また、両町議会や関係団体では誘致に関して決議を行い、署名活動では5,734件の署名が集まりました。

この日の住民大会には約500名が参加。企業・団体や住民が一体となり、誘致の実現を訴えました。大会の最後には、西原町商工会青年部の島尻英明部長が「マリンタウン地区が候補地として最適。今後も誘致成功に向けて一致団結して活動を続けていく」と、大会決議を提案し、参加者の拍手で採択しました。



上間明町長あいさつ

大型MICE施設をマリンタウン地域に誘致することは、西原・与那原町の活性化だけでなく、これまで沖縄本島西海岸沿いに偏ってきた整備計画から、県全土の均衡のとれた振興を実現できる。住民大会や署名運動など、大型MICE施設誘致成功に向けた町民の熱意が形になっている。西原町民の熱意が、東海岸の住民に広がり、大きなうねりとなり、誘致の実現につながることを祈念している。



儀間 信子  
西原町議会議長



濱門 稔  
西原町商工会長



新田 宗信  
西原町行政区  
自治会長



喜納 昌春  
沖縄県議会議長



新里 米吉  
沖縄県議会議員



宮里 友常  
中部地区議会  
議長



島尻 英明  
西原町商工会  
青年部長

## さわふじ未来ホール こけら落とし公演を開催



琉球古典音楽・舞踊公演

西原町役場の新庁舎と併設する西原町町民交流センターにある「さわふじ未来ホール」のこけら落とし公演が、7月6日、13日、20日の3日間にわたって開催されました。今回のこけら落とし公演は西原町教育委員会と西原町文化協会が協働型事業として協定を結び、連携体制を構築して事業を主催しました。



民謡公演

6日は「寿 ぬ歌と踊り」と題した琉球古典音楽と舞踊の公演、13日は「わが町の祝え揃ていあしは」と題した民謡の公演が披露されました。20日は新作組踊「内間御鎖金丸」の公演が行われました。この演目は平成10年に作られたもので、かつて内間御殿に住んでいた西原にゆかりの深い金丸(のちの尚円王)をテーマにした作品です。組踊を演じた立ち方、地謡は西原町民が出演した、自前の公演でした。



新作組踊「内間御鎖金丸」



写真は「フォトスタジオさわふじ」より提供

# 子育て世帯臨時特例給付金について

## ○子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行われます。

## ○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満  
ただし「臨時福祉給付金」の対象となる方や生活保護受給者などは対象外です。

## ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童です。

## ○支給額

対象児童1人につき、10,000円（1回限り）

## ○申請方法

平成26年1月1日時点で住民票が西原町にある方のうち、支給対象者・対象児童となる可能性のある方に対し、7月15日までにご自宅に届くように西原町から申請書等を郵送しています。申請書の必要事項を記入し、必要書類を添付の上、福祉部福祉課へ郵送または窓口で直接申請してください。

※申請書等がまだお手元に届いていない方がいらっしゃいましたら、福祉部福祉課までご連絡ください。

※児童手当が職場から支給されている方（公務員等）については、職場から受給証明書と申請書等が発行されます。平成26年1月1日時点で住民票があった市区町村に申請してください。

## ○受付期間

7月10日（木）～**10月10日（金）**（郵送の場合、当日消印有効）

※受付期間を過ぎると受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## ○審査結果について

審査終了後の結果は、通知書をもってお知らせします。審査には、申請を受け付けてから1～2か月程度（場合によっては2か月以上）時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311



# 臨時福祉給付金について

## ○臨時福祉給付金とは？

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑みて、暫定的・臨時的な措置として行われます。

## ○支給対象者

原則、平成26年1月1日時点で西原町に住民登録がある方のうち、平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。ただし、扶養者が課税されている場合や、生活保護の非保護者等の場合は対象外です。

## ○支給額

給付対象者1人につき10,000円です。老齢基礎年金受給者等の加算対象者は、それに5,000円が加算されて15,000円となります。加算対象者は以下をご参照ください。

### ～加算対象者の例～

以下のいずれかの年金や手当などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、1人あたり5,000円を加算します。複数の加算措置に該当する方も、加算される額は1人5,000円です。

- ① 老齢基礎、障害基礎年金、遺族基礎年金等(注1) ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当 ④ 障害児福祉手当 ⑤ 特別障害者手当 ⑥ 経過的福祉手当
- ⑦ 原爆被爆者諸手当(注2) ⑧ 毒ガス障害者対策手当(注3) ⑨ ガス障害者対策手当(注3)
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金(注4)
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害の救済給付金(注4)
- ⑫ (医薬品副作用被害救済制度の)副作用救済給付または(生物由来製品感染等被害救済制度の)感染救済給付(注4)

(注1) 旧国民年金法、旧厚生年金保険法、旧船員保険法、旧国共済法、旧地共済法及び旧私学共済法等に基づく年金を含む。

(注2) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当に限る。

(注3) 特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当に限る。

(注4) 障害手当、障害児養育年金、遺族年金に限る。

※①の基礎年金については、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※②～⑫の手当などについては、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

## ○申請方法

西原町から非課税世帯へ非課税であることを連絡する通知をお送りしています。その通知に「臨時福祉給付金」の申請書や誓約書を含めた資料を同封します。必要事項を記入の上、申請してください。

※通知は、7月15日までにご自宅に届くように郵送しています。まだお手元に届いていない方がいらっしゃいましたら、福祉部福祉課までご連絡ください。

## ○申請開始

7月10日（木）～**10月10日（金）**（郵送の場合、当日消印有効）

※受付期間を過ぎると、受給できなくなる場合があります。ご注意ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎ 945-5311



## 西原町下水道接続工事

先着順・予算に達し次第 **終了** お早目に!

昨年度補助金交付 西原町の3分の1

# 120件中/46件

を七色が施工!

西原町下水道排水設備指定工事店 沖縄県知事許可（一般-21）第11573号

**株式会社 七色**

〒903-0124 西原町呉屋69-2

補助金交付制度

# 最高10万円

イメージキャラクター  
ものまねタレント 桂川憲一郎

946-4508

### ～振り込め詐欺などにご注意ください～

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省が「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

# 町有地の売却について

## 売土地 (西原町字小波津)



## 売土地 (那覇市首里大名町)



### ◆上原区画整理地内

物件	仮換地		面積		売却価格	
	街区	画地	m <sup>2</sup>	坪	m <sup>2</sup> 単価	坪単価
①	5	4-1-1	49.87	15.08	51,850,000円	335,273円
	5	4-1-2	461.42	139.57		
	計		511.29	154.65	101,410円	100,290,000円
②	5	5-1	1,113.32	336.77	90,081円	297,799円
③	16	8-1	508.39	153.78	41,900,000円	272,467円
					82,417円	
④	17	1-1	289.94	87.70	39,350,000円	285,849円
		11	165.16	49.96		
	計		455.10	137.66	86,464円	11,430,000円
⑤	19	2	138.45	41.88	82,556円	272,922円
⑥	31	6	301.75	91.27	23,560,000円	258,135円
					78,077円	
⑦	32	4	46.37	14.02	114,830,000円	261,167円
		5	404.90	122.48		
		6	1,002.26	303.18		
	計		1,453.53	439.68	79,000円	44,380,000円
⑧	36	14-1	573.78	173.56	77,346円	255,704円
⑨	37	3-1	1,274.41	385.50	96,210,000円	249,571円
					75,493円	
⑩	37	6	1,138.16	344.29	84,980,000円	246,826円
					74,664円	
⑪	39	4-1	1,416.33	428.43	117,130,000円	273,393円
⑫	42	2-2	297.77	90.07	29,020,000円	322,193円
					97,457円	
⑬	43	5	270.28	81.75	20,680,000円	252,966円
					76,513円	
⑭	43	8	217.90	65.91	16,230,000円	246,244円
					74,483円	
⑮	60	8	274.08	82.90	21,620,000円	260,796円
					78,882円	

### ◆上原区画整理地以外

物件	所在	地番	地積		売却価格	
			m <sup>2</sup>	坪	m <sup>2</sup> 単価	坪単価
⑯	西原町千原	116-2	436.42	132.01	13,734,000円	104,037円
⑰	西原町小波津	803-97	111.93	33.85	4,074,000円	120,354円
⑱	那覇市首里大名町一丁目	358-3	428.61	129.65	48,744,000円	10,35坪
		358-4	34.22	10.35		
		359-1	320.80	97.04		
		359-2	14.15	4.28		
	計		797.78	241.32	61,099円	201,989円

お問い合わせ 総務部プロジェクト推進室 管材係  
TEL 945-5029 FAX 946-6086

西原町では、表示している町有地を公募抽選により売却します。公募抽選とは、あらかじめ価格を提示して購入希望者を募集し、抽選によって購入者を決定する方法です。

### 1. 売却する土地について

土地は現況引渡しとなります。現地をよく確認してください。また、上原区画整理地内は仮換地のため、登記は従前地番で手続します。

### 2. 公募抽選の参加申込方法

「町有財産公募抽選案内書」をご確認の上、お申込みください。案内書はプロジェクト推進室(西原町役場2階)で配布しているほか、西原町ホームページに掲載しています。  
※町外在住及び法人も申込みできますが、西原町在住者と競合した場合は在住者を優先処分とします。  
※1個人及び法人につき物件一箇所のみ申込可。  
※未成年者、成年被後見人または被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者、日本国内に現住所を有しない者は参加できません。

### 3. 申込受付期間

期間 9月1日(月)~9月19日(金) ※土日、祝日除く  
時間 9:00~17:15(12:00~13:00除く)  
場所 総務部プロジェクト推進室(西原町役場2階)

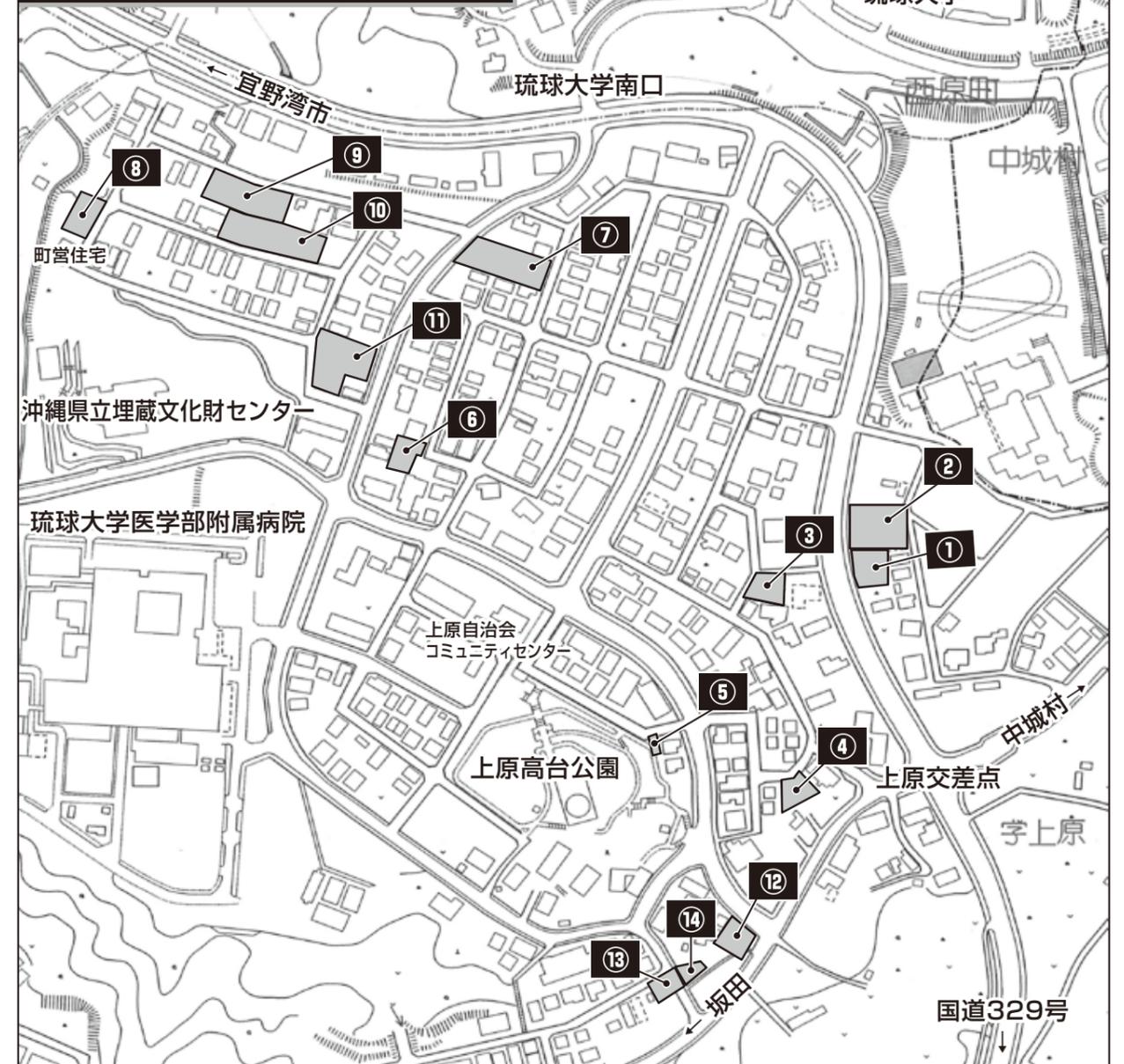
### 4. 公開抽選の日時及び場所

日時 9月26日(金)19:00  
場所 西原町役場3階会議室

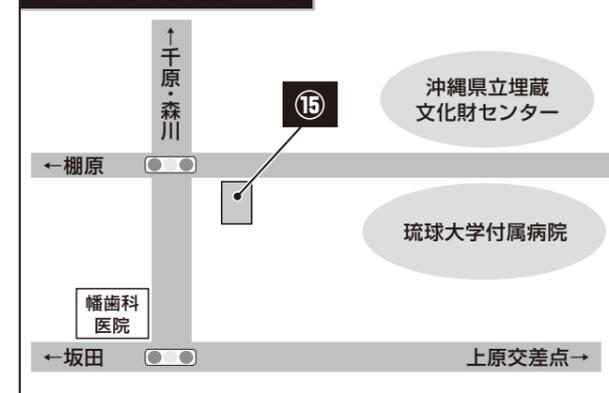
### 5. その他

- 1) 一物件ごと抽選により当選者1人、補欠者1人を決定します。当選者は抽選日から10日以内に関係書類(住民票謄本、身分証明書、印鑑証明書)を提出してください。書類審査後、売却決定通知書を通知します。(ただし、契約の相手方として不適当と認めた場合は申込を無効とします)
- 2) 売却決定通知書を受けた者は、通知の日から10日以内に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、売買契約を締結しなければなりません。
- 3) 売買代金は売買契約締結の日から60日以内に完納しなければなりません。(完納されない場合は、支払期限日翌日から延滞金が発生します)
- 4) 契約不履行の場合は、契約を解除し契約保証金は返還されません。また、売買代金完納後に契約を解除した場合においても、売買代金の100分の10に相当する額は違約金として返還されません。

## 売土地 (西原町字上原)



### 売土地 (西原町字上原)



### 売土地 (西原町字千原)



# 「西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業」 について

厳しい経済・雇用情勢が続く中、西原町では平成26年度に経済の活性化、雇用の安定及び確保を目的とした緊急経済対策の一環として、町民がお住まいの住宅等を、町内の施工業者を利用して住宅リフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助する「西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業」を実施します。

## 1) 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方が補助対象者となります。

- ① 西原町の住民基本台帳に記載され、現に町に居住していること
- ② 介護保険法による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていないこと
- ③ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による住宅改修費の支給を受けていないこと
- ④ 補助対象者または同一世帯に住んでいる者が、町税（町民税、固定資産税及び軽自動車税）及び国民健康保険税の滞納等をしていないこと
- ⑤ 補助を受けようとする工事について、国、沖縄県または町の他の制度による補助または扶助を受けていないこと

※ただし②及び③について、支給限度額を超える工事を行う場合は補助を受けられる可能性があります。

## 2) 補助対象住宅

町内に存する建築後1年を経過している住宅で、補助対象者が居住する住宅とします。ただし、対象は住居部分です。非居住部分（店舗、事務所、車庫、倉庫等）は対象外です。

※補助対象者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅の所有者が工事を承諾する場合に限りです。

## 3) 補助対象工事

補助の対象となる工事は、町内の施工業者を利用して行う総工事費20万円（消費税を含む）以上の工事で、次に掲げるいずれかに該当する工事とします。

### (1) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事

- ① 通路等の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室改良
- ④ 便所改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 段差の解消
- ⑦ 出入り口の戸の改良
- ⑧ 滑りにくい床材料への取替え
- ⑨ その他町長がバリアフリーに資するとして認める改修工事

### (2) 次のいずれかに該当する省エネ改修工事

- ① 窓の断熱工事
- ② 床の断熱工事
- ③ 屋根、天井の断熱工事
- ④ 壁の断熱工事
- ⑤ その他町長が省エネに資するとして認める改修工事

### (3) 県産木材または県産赤瓦等県産材を利用した改修工事

※ただし、倉庫・車庫・造園・門扉または外溝の工事、公共下水道接続工事（浄化槽設備の工事）、土地購入費用、公告看板等の設置費用、工事機械・工具または備品等の購入経費、災害等による保険給付金の対象となる工事、国・沖縄県または町の他の制度で補助対象となる経費、補助対象工事に関係がない工事については、補助の対象とはなりません。

## 4) 補助金の額

経費の20%に相当する額（1,000円未満の端数は切捨）。ただし当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

## 5) 補助の条件

予算の範囲内での補助金の交付となります。申請者多数の場合は、予算に達し次第締め切ります。ご了承ください。

## 6) お問い合わせ先

交付申請には種々の書類が必要です。西原町ホームページに掲載する要綱・様式を活用するか、または建設部都市整備課の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

# 平成27年度 西原町職員採用候補者試験実施要項

	職種区分		採用人員	資格		
	一般事務職	初級		若干名	① 学歴 学校教育法による高等学校卒業又は短期大学卒業（平成27年3月卒業見込含む）若しくはこれと同等と認められる者	② 年齢 昭和60年4月2日以降生まれの者
1 職種、採用人員及び受験資格	一般事務職	上級	若干名	① 学歴 学校教育法による4年制大学卒業（平成27年3月卒業見込含む）若しくはこれと同等と認められる者	② 年齢 昭和57年4月2日以降生まれの者	③ 住所要件 平成26年6月21日以前に西原町に住民登録され、引き続き住所を有する者（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）
	保育士・幼稚園教諭職		若干名	① 資格免許 保育士資格取得者かつ幼稚園教諭免許取得者（平成27年3月末までに取得見込みを含む）	② 年齢 昭和54年4月2日以降生まれの者	③ 住所要件 平成26年6月21日以前に西原町に住民登録され、引き続き住所を有する者（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）
	技術職		若干名	① 学校教育法による高等学校卒業以上（平成27年3月卒業見込み含む）、若しくはこれと同等と認められる者で、下記のどちらかに該当する者 イ. 土木系学科、建築系学科、又は、農業土木系学科を卒業した者（平成27年3月卒業見込含む） ロ. 2級土木施工管理技士又は2級建築士以上の資格取得者（平成27年3月末までに取得見込みを含む）	② 年齢 昭和54年4月2日以降生まれの者	
2 欠格事項	地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。					
3 試験	第一次	① 一般事務職初級 ② 一般事務職上級 ③ 保育士・幼稚園教諭職	筆記試験（教養試験2時間、事務適性検査10分） 筆記試験（教養試験2時間、専門試験2時間） 筆記試験（教養試験2時間、専門試験<保育士・幼稚園教諭の2科目行います>1科目1時間30分）			
	第二次	第一次試験の合格者について次のとおり行う。（一般性格診断検査、集団討論、作文及び個別面接）				
4 日時及び場所等	区分	試験日時	試験会場	合格発表	合格発表の方法	その他
	一次試験	平成26年9月21日(日) 受付 9:10～9:40 開始 10:00	沖縄キリスト教学院大学・短期大学(南棟)	平成26年10月中旬予定 ※第一次試験日が変更になった場合はその限りではない。	西原町役場掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。	当日台風が襲来し暴風警報が発令され、午前9時現在でバスが運行停止した場合は10月19日(日)に延期します。場所は、西原町中央公民館を予定しています。
	二次試験	平成26年11月に2日間を予定	西原町役場	平成26年12月上旬予定 ※第二次試験日が変更になった場合はその限りではない。		日時、試験会場については、第一次試験合格者あて通知します。
5 受付期間及び申込方法	受付期間 申込方法	平成26年8月11日(月)～8月22日(金) 9:00～17:15 (土日を除く) 所定の申込書、所定の履歴書・自己紹介書、受験票送付用の長形3号封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、82円切手を貼ったもの)を総務部総務課へ提出してください。 ※郵送での受付は原則認めませんので、ご了承ください。(代理申込可)				
6 最終合格者の取扱い	最終合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。採用候補者名簿登載者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登載者となり、名簿登載されても採用にならないことがあります。採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成28年3月31日までとします。合格者で、平成27年3月31日までに資格・免許等の資格要件が満たない場合は、採用しません。					
お問い合わせ 総務部総務課 職員係 ☎945-5011 西原町ホームページ <a href="http://www.town.nishihara.okinawa.jp">http://www.town.nishihara.okinawa.jp</a>						

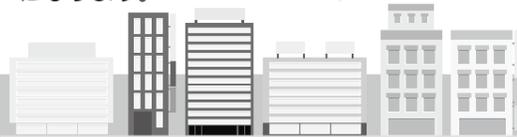
## 「西原町のまちづくり」提案募集について

西原町では「西原町まちづくり基本条例」に基づいて、町民及び町内関係団体から、まちづくりに関する提案を募集しています。

ハード事業、ソフト事業の区別は問いません。町全体に関わる幅広い考え方で、建設的なご提案をお待ちしています。沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）をはじめとする国、県の各補助制度の活用や、町政運営の参考とさせていただきます。ただし、提案書の返還や提案した事項に対する回答は行いませんので、ご了承ください。

なお、ご提案いただいたアイデアや提案が事業化された際に派生する一切の権利は、西原町が所有することになります。

- 提案方法  
提案書を直接、総務部企画財政課へお持ちいただくか、郵送、FAXまたはメールで提出してください。  
※ 提案書の様式は総務部企画財政課で配布、または西原町ホームページからダウンロードできます。  
※ 提案者の住所氏名は可能な限り記載してください。（匿名でも提案は可能です）
- 提出期限 8月29日(金)
- 提出先及びお問い合わせ  
総務部企画財政課 政策係  
住所 〒903-0220 西原町字与那城140-1  
電話 098-945-4533(内線3104) FAX 098-946-6086  
Eメール koufukin@town.nishihara.okinawa.jp  
西原町ホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>



## 9月10日は『下水道の日』

毎年9月10日は「下水道の日」と定められています。下水道整備の促進について国民の理解と協力を得ることを目的に、全国的にさまざまな啓発事業・行事が実施されます。西原町でも中城村・与那原町・南城市と合同で、車両広報パレードやバガス（肥料）の無料配布を行います。

今年の推進標語は「げすいどう みずのみらいを まもるみち」

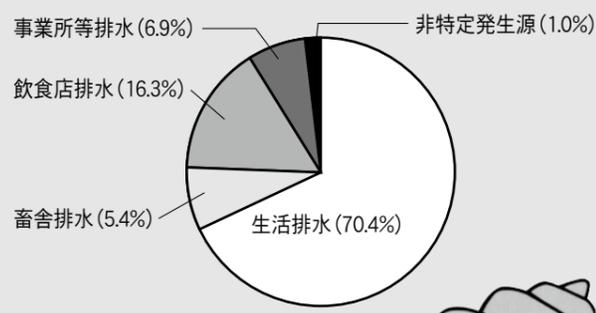
### 《下水道の役割》

毎日の暮らしから生じるさまざまな生活排水等によって、本町の川も汚れています。しっかりした処理ルートを整備していなければ、沖縄の美しい海やきれいな川を汚す原因になっています。下水道施設はこのような汚水を専用の処理場できれいな水に変え、川や海へ放流します。水質環境の保全、衛生面の向上、そして快適な日々の生活が送れるように、下水道施設は地域のために活躍しています。

生活排水で汚れた川



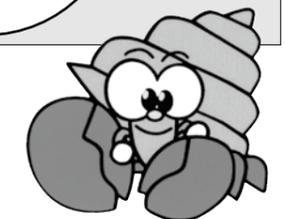
川の汚れの発生源(西原町内河川、1995 県調査)



### 《下水道の供用開始区域》

現在、我謝、美咲、与那城、西原ハイツ、兼久、東崎、平園、小那覇、嘉手苺、掛保久、内間、小橋川、呉屋、小波津、津花波、県営西原団地、翁長、西原台団地、小波津団地、棚原の各一部等となっています。今後も工事の進捗と合わせて年次毎に下水道が使用できる区域（供用開始区域）を増やしていきます。

- ※ 供用開始された区域の建物所有者については
  - ・ 各家庭の生活排水(汚水)は、し尿浄化槽等を廃止して公共下水道に接続することが下水道法で義務付けられています。
  - ・ 下水道に接続すると水道使用量等に応じて下水道使用料が発生します。
  - ・ 浄化槽などから下水道への切替工事に補助金を交付する制度（一定条件を満たすものについて）があります。



●中城湾南部流域下水道促進協議会キャラクター(オカヤドカリ)

お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934

## 「特別警報」について



### 「特別警報」とは?

気象庁はこれまでの大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるとき、警報を発令し、警戒を呼びかけていました。これに加えて平成25年8月から、これまでの警報の基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想される場合に、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることにしています。

万が一「特別警報」が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況になる可能性があります。周囲の状況や発表される「避難指示・避難勧告」などの情報に留意し、ただちに「避難行動（命を守るための行動）」をとってください。

### 「避難行動」とは?

避難行動とは、西原町が設置する避難所に避難することのみではなく、周囲の状況や市町村から発表される「避難指示・避難勧告」の情報をもとに、自らの判断によって命を守るために行うすべての行動のことです。そのため、台風時に強風で自宅が倒壊するおそれなく自宅に留まっても命の危険がないと判断される場合は、自宅に留まることも避難行動になります。

暴風時や河川の氾濫時には、西原町の設置する避難所へ避難することの方が危険な場合もあります。状況を判断し、命を守るための最善の方法は何かを考え、自宅に留まるか、隣近所や近くの親戚の家に避難すべきか自ら判断してください。

また、避難所等へ避難した方がいいと判断される場合は、危険がさしめる前に早めに避難してください。

- ※ 今後も特別警報が発令された場合は、気象庁から「ただちに避難行動をとってください」という表現の放送が防災無線より放送されることがあります。その際は上記のように、命を守る一番の方法は何かを考え自ら判断して安全を確保する対応をお願いします。

※「特別警報」の詳細は、気象庁のホームページを確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

お問い合わせ 総務部総務課 総務係 ☎945-5011  
沖繩気象台 ☎833-4283

## 町県民税2期分の納期限は、9月1日(月)です

納め忘れのないよう、よろしくお願いします。

- 町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されます。お早めに納めてください。
- 滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行う場合があります。
- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。口座振替の申請書は、町内各金融機関または総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

- ※ 残高不足のため口座振替ができないケースが発生しています。口座振替日の前に残高を確認してください。
- ※ 当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

### 平成26年度各町税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日
軽自動車税		6月2日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729

# 平成26年度 平和月間

西原町では6月を「西原町平和月間」と位置づけ、平和事業の推進に努めています。

## 西原町平和音楽祭2014を開催



西原町小中高合同吹奏楽団



西原高校マーチングバンド部



読みあいネットワーク喜楽星7(左)と稲福早百合さん(右)



ARIAさん



Sky's The Limit のみなさん



海勢頭豊さん(中央)



司会の富銘直美さん



来場者全員で黙とうを行いました



手話ダンスサークル「月桃」

6月の「西原町平和月間」の一環として、6月23日の慰霊の日には「西原町平和音楽祭2014」を開催しました。町内外から多くの方が会場を訪れ、さまざまな音楽を聞きながら沖縄戦の犠牲者の冥福を祈り、恒久平和を願いました。

西原高校マーチングバンド部の演奏でイベントの幕が開き、町内の小学、中学、高校生で構成された合同吹奏楽団が、演奏と歌声を披露。また、手話ダンスサークル「月桃」は、歌に乗せて手話を交えたダンスを踊りました。

音楽祭の開催にあたって上間町長は「音楽を通して平和のメッセージを発信し、平和について思いを巡らせる機会となることを願う」とあいさつしました。来場者全員で黙祷を捧げた後、町内の子どもたちが平和の象徴である鳩型の風船を空に放ちました。

バイオリンの美しい音色、読みあいのネットワーク喜楽星7が朗読する絵本の読み聞かせと稲福早百合さんの歌のコーラス。オーケストラの演奏で優勝して話題となったSky's The Limitのみなさんの歌のハーモニー。代表曲「月桃」など、平和への思いを歌に乗せた海勢頭豊さんなどが、音楽祭を大いに盛り上げました。

## 展示会を通じて沖縄戦を知る

沖縄戦の写真や遺品を集めた「戦争写真・パネル・遺品展」が、6月2日から31日まで西原町中央公民館で開催されました。展示会には町内の塚で見つかった日用品や医療品のほか、沖縄戦に関連する資料などが並びました。11日には展示会の開催に協力した高江洲善清さん(沖縄戦遺骨収集ボランティア)が、展示品の解説を行いました。高江洲さんは「突然の攻撃で命を失った方、元の形がわからないほど変形した品など、遺骨や遺品の状況を見ると、どれほど壮絶な状況だったか予想できる」と説明。見学者は、沖縄戦の過酷な状況と戦争の悲惨さを実感しました。



## 西原中が平和学習

西原中学校の3年生212名が平和学習の一環として、6月19日に西原町中央公民館を訪れ、「戦争写真・パネル・遺品展」を見学しました。この日は高江洲さんが講義を行い、展示されている品々を説明しました。



## 崎原さんが平和講演会

県内外でバスガイドや講演を通じて平和学習などの活動をしている崎原真弓さんの講演会が、6月14日に西原町立図書館で開催されました。

崎原さんはバスガイドの経験を生かし、芝居や歌などを通して活動しています。この日の講演会では「動かないバスに乗っているつもりで、平和を考える旅にしましょう」と呼びかけ、沖縄戦の悲惨さや平和の大切さを来場者に訴えました。

「過去の歴史を振り返るといことは、未来に進む道を考えること」と語った崎原さんは、中国との交易時代や琉球統一、琉球処分などの琉球史を、時系列に説明。沖縄戦については学童疎開船対馬丸や住民の犠牲などに触れました。赤ん坊を亡くした母親などを熱演する崎原さんの芝居を目にして、約100名の来場者で埋められた会場は涙に包まれました。



講演した崎原真弓さん

## 選挙管理委員会から大切なお知らせ

第2投票区(西原南小学校区)のみなさまへ

今回の選挙の第2投票所は「西原町役場(新庁舎)」です。

9月7日(日)執行予定の「西原町議会議員選挙」の投票所は「西原南小学校」から西原町役場(新庁舎)に変更となります。投票所に行く際は、お間違えのないようお願いします。

【変更前】西原南小学校 体育館



【変更後】西原町役場(新庁舎)

## 西原町議会議員選挙執行予定日

平成26年9月27日任期満了による西原町議会議員の一般選挙が、以下のとおり執行予定です。

告示日：平成26年9月2日(火) 投票日：平成26年9月7日(日)

## 西原町農業委員会委員選挙について

任期満了(平成26年9月30日)に伴い、委員選挙が下記のとおり予定されています。

告示日：平成26年9月16日(火) 投票日：平成26年9月21日(日)

○ 同立候補予定者説明会(関係者2名以内)

日時：平成26年8月6日(水) 14:00～ 場所：西原町役場2階 災害対策室



お問い合わせ 西原町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会 ☎945-5011(内線3204)

## 上級救命講習のご案内

大切な人が目の前で倒れたとき、あなたはそれを救えますか？  
私たちは、いつ、どこで、突然のけがや病気におそわれるかわかりません。大切な人、家族を、命を守るため、救命講習を受講して知識と技術を学びましょう。いざというとき、あなたの迅速な119番通報と救命処置で大切な「いのちのリレー」をスタートさせましょう。

日時：9月13日(土) 9:00～18:00

場所：東部消防組合消防本部 2階講堂

対象：中学生以上で、東部消防組合管内(西原・与那原・南風原町)に住んでいる者。または働いている者。最後まで講習を受けることができる者。

募集定員：40名 ※定員に達し次第、締め切ります。

受講料：無料

申込方法：東部消防組合消防本部 警防課に、専用の申込用紙を提出してください。

申込期間：8月4日(月)～9月4日(木)

9:00～16:30(土日、祝日を除く)

※受講修了者には「上級救命講習修了証」を交付します。

お問い合わせ 東部消防組合消防本部 警防課 ☎945-9999

## 東部消防救急フェア

救急医療及び救急業務に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日は「救急の日」とし、この日を含む1週間は「救急医療週間」(本年は9月7日から13日)と定められています。

この趣旨に合わせて、救急蘇生法についての正しい知識、技術の普及啓発を図り、傷病者の救命率の向上などを目指して「東部消防救急フェア」を開催します

日時	場所
9月8日(月)	イオン南風原店
9月10日(水)	16:00 サンエー西原シティ
9月11日(木)	～ マリンプラザあがり浜
9月12日(金)	18:00 サンエーつかざんシティ

【主な内容】  
心肺蘇生法の実演・心肺蘇生法やAEDの実技練習・医師や看護師による血圧測定や健康相談  
※救急フェアに関するお問い合わせは、東部消防本部へご連絡ください。(各店舗へのお問い合わせはご遠慮ください)

## 保健事業カレンダー

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
8月12日	火	あがりティーダナイトウォーキング	関心のある方	町民陸上競技場	19:00～
8月14日	木	3歳児健診	H23.3.13生まれ～H23.4.15生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～14:15
8月17日	日	乳児一般健診(午前)★	H25.9.27生まれ～H25.10.25生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	9:00～10:30
8月17日	日	乳児一般健診(午後)	H26.3.17生まれ～H26.4.18生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:00～14:30
8月21日	木	1歳半健診	H24.12.4生まれ～H25.1.13生まれ未	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～14:15
8月25日	月	集団予防接種(BCG)	生後3ヶ月～1歳未満(標準接種期間:生後5ヶ月～8ヶ月)	沖縄県総合保健協会	15:30～16:00
8月30日	土	集団健診	受診者②	西原町保健センター(西原町役場)	8:00～10:00
9月4日	木	2歳児歯科健診	H24.2.21生まれ～H24.5.29生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～15:00
9月9日	火	あがりティーダナイトウォーキング	関心のある方	町民陸上競技場	19:00～
9月10日	水	ベビースクールI	H26.3.3生まれ～H26.5.2生まれ	町民交流センター(栄養指導室)	13:30～
9月11日	木	3歳児健診	H23.4.16生まれ～H23.5.18生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～14:15

★生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知します)



# まちの話題



## 七夕で読み聞かせ「あっと一めのささやき」を開催



七夕にちなんだ読み聞かせイベント「第12回あっと一め（お月さま）のささやき」（読みあいネットワーク喜楽星7主催）が、7月5日に西原町立図書館で開催されました。

絵本の読み聞かせでは、楽しい物語に子どもたちの視線が釘付けになりました。また、歌に合わせた手あそびやオカリナサークルによるミニコンサートが披露されました。イベントに参加した親子連れなどが、オカリナの奏でる美しい音色に耳を傾け、イベントを満喫しました。

## 男女共同参画月間にパネル展とテニス大会

西原町は毎年6月を男女共同参画月間として定めており、男女共同参画社会の実現に向けた各種事業に取り組んでいます。

男女共同参画社会について広く知ってもらうため、6月24日から31日の日程で、西原町町民交流センターの町民広場でパネル展を開催しました。

また、テニスを通して男女が支えあい、対等な協力関係の構築を目指すことを目的に「第9回西原町長杯さわふじミックスダブルステニス大会」（西原町テニス協会主催）が、7月6日に西原町



パネル展を開催

で開催されました。大会参加者は、男女がダブルスのペアを組んで試合をするミックスダブルス競技を楽しみました。



西原町長杯さわふじミックスダブルステニス大会

## 読み聞かせメンズデーを実施

西原南小学校で読み聞かせ活動を行っているボランティアサークル「バステル」（津波古和代表）が、すべてのクラスで男性が読み聞かせをする「メンズデー」を6月24日に行いました。

この日読み聞かせを行ったのは、児童のお父さんや地域の住民のみなさんです。各クラスに一人ずつが入り、この日のために選んできた本や紙芝居などを読みました。漢詩を読んだり、うちなーぐちを交えたりする方もおり、それぞれが工夫を凝らした読み聞かせを披露しました。

読み聞かせ終了後に津波古さんは「児童がとても喜んでいました。今年度、もう1回ぐらいはやりたい」と振り返りました。



## 土壌保全の日イベントを開催

土壌の流出を未然に防ぎ、土壌保全の必要性、土づくりの重要性について啓発を図ることを目的に「土壌保全の日」啓発イベント（中部地域農林水産業推進会議主催）が、6月24日に西原町立図書館で開催されました。

イベントでは講習会が行われ、沖縄県などの専門家が流出防止対策の計画説明や現在の技術、防止策などについて解説しました。イベントには町内外の農家や農業関係者など約70名が参加。熱心に耳を傾けました。

なお、この日の天気はあいにくの雨だったため、予定されていた圃場での現地検討会は中止となりました。



## 小波津団地自治会が放送設備などを整備

宝くじの普及事業である「平成26年度コミュニティ助成事業」の助成を受け、小波津団地自治会（國仲昌夫会長）が、自治会で利用する設備などの整備を行いました。同自治会では助成事業を活用し、広報用の放送設備や行事等で使用する音響備品などを揃えました。

國仲会長は「子や孫たちのための住みよいふるさと作りを目指して自治会運営に取り組んでいる。設備や備品が整備され、自治会活動はもちろん、婦人会、青年会、子ども会、老人会などの活動をさらに活発にしたい」と喜びを語りました。



## 西原南クラブ（女子バレー）が初の県制覇

6月に開催された「第34回全日本バレーボール小学生大会沖縄県大会（女子）」で、西原南小学校を拠点に活動している西原南クラブが初優勝しました。この結果、8月に東京都で開催される全国大会に出場します。

キャプテンの武富陽香さん（6年）は「目標であった県大会優勝を果たせて、とても嬉しい。全国大会に向けて練習に励みたい」と抱負を語りました。



## 安次富さんが匠の技を寄贈

西原町役場新庁舎の完成を記念し、安次富実さん（比嘉工業株式会社 事業本部西原工場長）が、自身が作成した作品を西原町に寄贈しました。

安次富さんは溶接の技術者で、平成16年には県内で唯一、九州溶接マイスターの称号を授与されました。今回贈った作品は、「鋼の壺」と「鋼の獅子」の2点。安次富さんが溶接技術を駆使して作った、「匠の技」でできたものです。

このように卓越した溶接技術を持つ安次富さんは、自身の技術を「会社が自分の後押しをしてくれたおかげ」と語り、笑顔で自身の品を贈りました。



作品を寄贈した安次富さん（右から3番目）

## 3団体が絵画を寄贈

西原町建設協会（宮里佳斉会長）、西原町電設会（塩川實隆会長）、西原町管工事協同組合（渡口彦武理事長）の3団体が、西原町役場新庁舎の完成を記念して絵画を寄贈しました。寄贈された絵画は、画家の仲本京子さんが制作した「さわふじの郷」という絵です。3団体から制作の依頼を受けた仲本さんが、西原をテーマに描いた作品です。

7月4日には絵画の寄贈式を行いました。仲本さんは12歳から約10年西原に住んでいたとことで「思い出深い土地を描く機会を与えられ、とても嬉しい。たくさんの人物を描いているので、絵の中の誰かになった気持ちで見て楽しんでほしい」と、絵に込めた思いを語りました。

この絵は、西原町町民交流センター（西原町役場）の町民広場に設置されています。



絵を制作した仲本さん（左から3番目）

## 宮城さん、自身の絵画を寄贈

西原町文化協会会員（美術工芸部会）で画家の宮城信八さん（字我謝在）が、西原町役場新庁舎の完成にあたって自身が描いた油絵を西原町に寄贈しました。「夕立のあと」というタイトルが付けられた絵はP100(1620×1120mm)サイズのもので、宮城さん自身が見た海の光景をもとに、創作が組み合わされて描かれています。

宮城さんは「日々建っていく庁舎を眺め、心から楽しみにしていた。この庁舎をきっかけに西原町、沖縄県がこれから変わっていくと期待している」と、寄贈にあたっての思いを語りました。

この絵は、西原町町民交流センター（西原町役場）の町民広場に設置されています。



絵を寄贈した宮城さん（左）

# ◆◆◆後期高齢者医療\*\*住民税非課税世帯のみなさまへ◆◆◆

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

### ・減額認定証とは？

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養（入院・外来）を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。

なお、初めて申請するときなどは、原則として申請手続きが必要になります。福祉部健康推進課で申請してください。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。



### ・住民税非課税世帯とは？

区分低Ⅰ：同一世帯の世帯全員が住民税非課税であって、かつ、世帯全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円）の方  
 区分低Ⅱ：同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の方（低Ⅰ以外の方）

### ■申請手続きが不要の方

今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、広域連合の定期判定で減額認定証の交付認定された方は、被保険者証と同封して郵送します。

### ■申請手続きが必要となる方

今までに減額認定証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方



### ■長期入院該当になる方は、再度申請手続きが必要となります。

\*減額認定証に「区分低Ⅱ」と表記されている方

平成25年8月から平成26年7月の減額認定証（区分低Ⅱ）に該当する期間のうち、入院日数が91日以上ある方は、申請することによりさらに食事代が減額されます。申請を希望する方は医療機関が発行した直近3か月分の領収書など、入院日数が確認できるものを持参してお手続きください。

### ■減額認定証に該当しない方

平成26年7月31日が有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成26年度住民税課税世帯に属する方は、減額認定証の認定要件に該当しません。

### ■世帯構成員に未申告がいる方

世帯構成員に平成26年度所得未申告の方がいる場合は、定期判定ができません。申告が必要となります。申告により住民税非課税世帯に属する方で、交付を希望する方は申請してください。



お問い合わせ：福祉部健康推進課 後期高齢者医療係 ☎：945-4791  
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎：963-8012



## 国民健康保健「限度額適用・標準負担減額認定証」の切替について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。**8月1日**より、認定証の切替が始まります。

福祉部健康推進課で切替を行っています。必要な方（入院中・もしくは外来で高額になる方）は、8月31日までに手続きをお願いします。

### 国保加入者の方はこちら

対象者	事前の手続き
70歳未満の方	福祉部健康推進課で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。
70歳以上75歳未満で非課税世帯の方	福祉部健康推進課で「限度額適用・標準負担減額認定証」の交付を申請してください。

※70歳以上で課税世帯の方は必要ありません。

### 申請時の条件

・世帯全員が平成26年度町民税申告を行っている世帯の方（平成26年1月2日以降に転入されてきた方は、前市町村から世帯主及び国保加入者全員分の所得証明をお持ちください。）

### 持ってくるもの

- 1.国民健康保険証
- 2.印鑑（シャチハタ不可）

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 国保給付係 ☎945-4791

## 夏休み、子どもと楽しく過ごすためのアドバイス！

夏休みに入り、子どもたちの楽しそうな声がまちのあちこちで聞こえてきます。

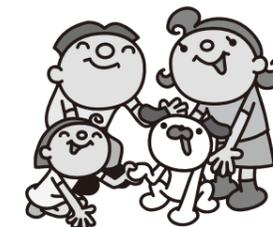
長い休みは子どもたちにとってはうれしいでしょう。しかし、普段は学校などに行っている子どもたちが家に居ることで、昼ご飯の準備や子どもの相手など、親にとっては大変。素直に喜べないところ。予定通りにいかなかったり、やりたいことができなったりと、日に日にストレスが溜まっていき、イライラすることがあるかもしれません。

だからといって、子どもを叩く、大声でどなる、暴言を吐く、夜に子どもだけを家に置いて出かける、といった行為は立派な“児童虐待”です！！

とは言うものの、大声でどなったりしてしまうことは、みなさんも心あたりがあるかと思います。（もちろん私も・・・）

そこで、1日中家で一緒にいるのが大変だと感じているのであれば、町立図書館や近くの児童館を利用してはいかがでしょうか。図書館なら涼しい中でいろんな本が読めますし、友だちと一緒に宿題をすることもできます。児童館ならいろいろなイベントがあったり同じ年代の子どもと遊べたりできますので、家とは違う環境で気分を変えたり、小中学生なら子どもだけを行かせて、その間に用事を済ませることもできるかと思います。

また、就学前であれば子育て支援センターや一時保育の利用も可能です。（※事前登録が必要です。必ず利用できるとは限りません）1か月以上の長丁場を憂鬱に感じる前に、子どもと一緒にしかできないことをする“チャンス”と捉え、楽しい思い出を作ってはいかがでしょうか。



【お問い合わせ】 福祉部福祉課 ☎945-5311

# 夏休み 食育ワークショップ募集

県内市町村で初導入!!  
食育SATシステム♪



フードモデルを選んで、  
食事のチェックができる!!  
最新のシステムです♪



自由研究にも  
おすすめ♪

**無料** 8月18日(月) 10:00~12:00  
西原町保健センター(西原町役場新庁舎内)

- ☆対象……西原町に住む5年生、6年生
- ☆定員……15名(先着順)
- ☆申込方法……福祉部健康推進課へ電話、または直接窓口でお申し込みください。
- ☆募集期間……7月22日(火)~8月11日(月)
- ☆内容……①食育SATシステムの体験学習  
②自分の食で作る カラダ未来予想図

グループワークや保健師・管理栄養士とのディスカッションで、自分のカラダと食について学びます。

☆事前学習 ~ワークショップの学習をより理解していくために…~  
「カラダを作る 食のヒミツ」について調べてみましょう。

※事前ワークシートの様子は窓口で配布、または西原町ホームページでダウンロードできます。  
西原町ホームページ TOP>新着情報>「夏休み食育ワークショップ」>ページ下部「カラダを作る 食のヒミツ」【PDF】



【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

## ☆同時募集☆

ワークショップをしたいグループ

- 学童保育で勉強したい♪
- 子ども会でやりたい♪

詳細は、福祉部健康推進課にご相談ください。

## 保健師 だより

### ■夏がピーク! 食中毒に気を付けよう

「細菌」や「ウイルス」、毒キノコやフグなどの「自然毒」、殺菌剤などの「化学物質」など、さまざまな原因物質によって年中発生している食中毒。中でも、夏場に多く発生するのが細菌による食中毒(腸管出血性大腸菌(O157)など)やカンピロバクター、サルモネラ菌などです。細菌の多くは湿気を好みます。室温(約20℃)で活発に増えはじめ、人間の体温ぐらいの温度で増殖のスピードが最も速くなります。暑さがピークとなるこの時期、3つの原則、6つのポイントで食中毒を防ぎましょう。

### ■食中毒予防の3原則「つけない」「増やさない」「やっつける」

細菌は目に見えない小さなものです。手に付着した細菌やウイルスは水で洗うだけでは取り除けません。そこで、指の間や爪の中まで、せっけんを使って洗いましょう。家庭での食中毒予防は、食品を購入してから調理して食べるまでの過程で、どのように細菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」を実践していくかにあります。



#### ●家庭でできる食中毒予防6つのポイント●

- |  |  |
|--|--|
| <p>① 食品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費期限をチェック</li> <li>肉・魚はそれぞれ分けて包む</li> <li>寄り道しないでまっすぐ帰る</li> </ul> | <p>② 家庭での保存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷蔵・冷凍食品は、帰ったらすぐ冷蔵庫や冷凍庫に保存</li> <li>冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保つ</li> <li>冷蔵庫や冷凍庫は詰めすぎず7割程度にする(冷気の循環が悪くなるため)</li> </ul> |
| <p>③ 下準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生肉や魚、卵を触ったら手を洗う</li> <li>冷凍食品は使う分だけ解凍し、冷凍や解凍を繰り返さない</li> </ul>       | <p>④ 調理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肉や魚は十分に加熱(目安は中心部を75℃で1分以上)</li> <li>調理を途中で止めたら食品は冷蔵庫へ</li> </ul>  |
| <p>⑤ 食事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清潔な食器を使う</li> <li>作った料理は長時間室温に放置しない</li> </ul>                        | <p>⑥ 残った食品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間が経ち過ぎたり、少しでも怪しいと思ったら思い切って捨てる(冷蔵庫でも細菌はゆっくりと増えるので、早めに食べることが大切)</li> <li>温めなおすときは、十分に加熱する(目安は75℃以上)</li> </ul>      |

### ■食中毒かなと思ったら

食中毒の主な症状は、腹痛、悪心、おう吐、下痢、発熱、脱力感など、その多くが消化器の症状を中心に現れます。おう吐や下痢の症状は、原因物質を排除しようという体の防御反応です。市販の下痢止めなどの薬をむやみに服用しないようにし、早めに医師の診断を受けましょう。また、高齢者や子供は脱水症状も起こしやすいので、注意が必要です。



全行政区のみなさまへ

# 集団健診のご案内

LDL コレステロールが  
高い人の割合 西原町は  
県内ワースト2位です

## あなたのコレステロール値は大丈夫ですか?

コレステロールは私たちの体に欠かせないものです。しかし、これが多くなると体に悪い影響を及ぼします。コレステロールには、LDLコレステロールとHDLコレステロールがあり、血液検査でチェックできます。

- ・LDL(悪玉)コレステロールとは・・・  
血液中に多くなると血管内に沈着し、動脈硬化を引き起こす原因となります。
- ・HDL(善玉)コレステロールとは・・・  
血液中の余分なLDLコレステロールを取り除き、動脈硬化を防ぐ働きがあります。

コレステロール値を知るために…

## 特定健診を受けよう!!

特定健診  
(身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・尿検査)

- ・20~39歳 → 1,300円
- ・40~74歳(国保加入者)
- ・後期高齢者医療保険加入者

無料です!



日時 8月30日(土) 受付時間 8:00~10:00

場所 西原町保健センター(西原町役場新庁舎)

注意!!

土曜健診では  
送迎車の運行は  
ありません。

※事前予約受付中! <<8月22日(金)まで>>

受診の際は、「保険証」と「受診券」が必要です。

【お問い合わせ】福祉部 健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

## 日曜健診の受診者募集について 完全予約制

国保加入者を対象に、下記の日程で日曜健診(特定健診のみ)を実施します。受診希望の方は事前予約が必要です。福祉部健康推進課の窓口またはお電話でお申し込みください。

【日時】9月28日(日) 8:15~10:30(健診当日の受付時間)

【場所】ハートライフクリニック(ハートライフ病院向かい)

【対象者】国保加入者で40歳から74歳までの方

【予約方法】福祉部健康推進課の窓口または電話で予約(土日、祝日、昼休みは除く)

【募集定員】50名(先着順のため、定員に達し次第締切)

【健診時に必要なもの】国民健康保険証、特定健診受診券(保険証と一体型になっています)

※がん検診はありません。ご注意ください。

【お問い合わせ】福祉部 健康推進課 保健予防係 ☎945-4791



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のため「現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。この届出がない場合、**8月以降の手当（12月支給※特児は11月支給）が受けられなくなります。**必ず期限内に届出してください。また、提出せずに2年を経過すると、時効で手当を受けられる資格がなくなりますので、ご注意ください。

「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

◎受付日程（詳細は文書で通知します）

	受付期間	場 所	受付時間
特別児童扶養手当	8月12日(火)～8月13日(水)	西原町町民交流センター会議室 (西原町役場新庁舎)	9:00～11:15
児童扶養手当	8月14日(木)～8月20日(水)		13:30～16:30

※児童扶養手当・特別児童扶養手当の両方とも該当している方は、8月12日から20日の期間で同時に届出ができます。  
※上記期間が困難な方は、事前にご連絡ください。

◎持参するもの

- ①「現況届」または「所得状況届」の通知文書 ②印鑑（シャチハタ印は不可） ③（特別）児童扶養手当証書 ④その他書類（以下、参照）
- 受給者及び18歳以上の同居の方で、平成26年1月1日西原町に住民登録がなかった方（例えば、平成26年1月2日以降に西原町に転入してきた方など）→「平成26年度児童扶養手当所得証明書」
- 別居している子どもがいる場合 → **子どもの「住民票謄本（特別※）」**  
※世帯主、続柄、本籍、筆頭者などのすべての事項が記載されている住民票謄本
- 民生委員諸確認書（必要な方のみ書類を送付。確認印をもらってください）  
※詳しくは対象者に送付する現況届の通知をご覧ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

## メンタルヘルスサポーター養成講座 受講無料!

～大切な人を守るためにあなたに受講してほしい～

メンタルヘルスサポーターとは、自殺の実態やさまざまな問題を正しく理解し、あなたの大切な友人や家族、同僚、住民のようすの変化に気づき、早い段階でサポートする人のことです。  
沖縄県では、毎年300人以上の人が自殺で亡くなっており、西原町を含む南部保健所管内でも毎年50人以上の自殺者が出ています。さらに、自殺未遂者はその10倍いるといわれています。沖縄県における自殺者の特徴としては、30代から50代の男性に多く、また、経済的な悩みの割合が多いといわれています。  
そこで西原町では、尊い命を守る人材の育成を目的として、メンタルヘルスサポーター養成講座を開催します。  
こころの病気については精神保健福祉センター、経済的な問題については内閣府沖縄総合事務局、実際に相談を受ける方法については、臨床心理士を講師に招き、大きな学びを得ることができる講座となっています。  
自分自身のため、家族のため、身近な人を守るために、ご来場をお待ちしています。

### 「メンタルヘルスサポーター養成講座」

主催：福祉部介護支援課 場所：西原町保健センター（西原町役場新庁舎）

	日 時	内 容	講 師
第1回目	8月11日(月) 13:30～16:00	「自殺対策及びメンタルヘルスサポート手帳の活用について」	福祉部介護支援課 精神保健担当
		「うつ病の理解と対応について」	沖縄県総合精神保健福祉センター 仲本 晴男 氏
第2回目	8月18日(月) 13:30～16:00	「借金・経済問題を抱える人への支援について」	沖縄県総合事務局 財務部金融監督課
第3回目	8月25日(月) 13:30～16:00	「より望ましい援助関係をつくるために」	臨床心理士 仲村 将義 氏

お問い合わせ：福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013

## 災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳への登録を!



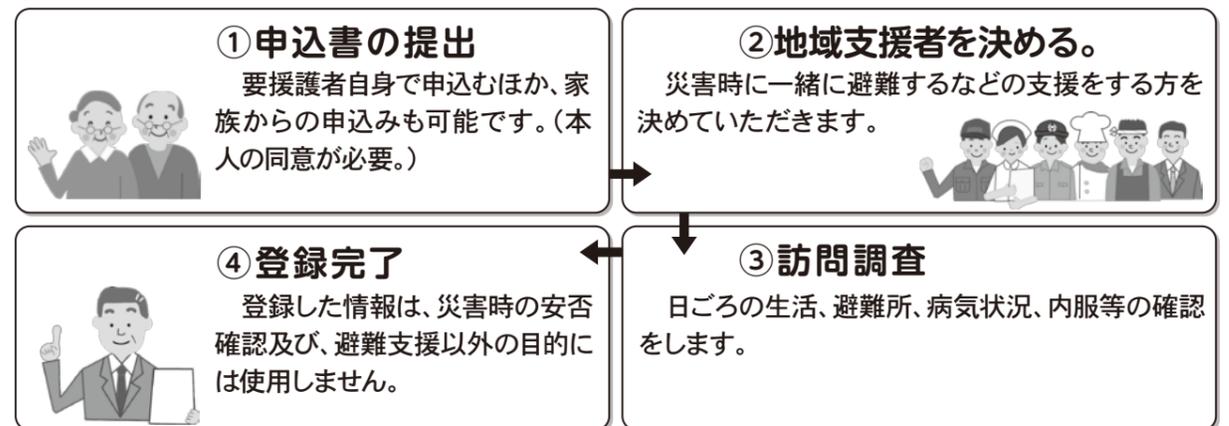
災害時要援護者台帳とは

対象者は・

- 災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方（要援護者）が、避難を支援していただく方（地域支援者）と一緒に登録し、災害のときに活用します。
- この台帳に基づき、“災害時に一人も見逃さない運動”を展開します。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤認知症高齢者
- ⑥その他、援助を必要とする方

登録を希望する方は・



※申込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課社会福祉係、地域の民生委員、自治会長にご相談ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 FAX944-6551

## 高齢者の実態把握調査にご協力ください

西原町地域包括支援センターでは、西原町の高齢者の状況を把握するために高齢者の「実態把握調査」を実施しています。高齢者のみなさんの家を訪ねて、相談したいことはないか、困っていることはないかなど、暮らしぶりの聞き取りを行います。センター職員が訪問する際は、調査へのご協力をお願いします。

- ※センター職員は西原町が発行した身分証明書を携帯しています。
- ※相談内容や個人情報などの秘密は守ります。

西原町地域包括支援センターとは？

西原町の公的相談機関であり、西原町に暮らす高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるように支援を行います。

地域包括支援センターでは次のようなことをしています。

- 高齢者やその家族のさまざまな相談を受け、情報提供や必要なサービスにつなぎます。
- 地域の高齢者の状況を把握するため、実態把握調査を行います。
- 高齢者の虐待防止や権利擁護のための支援をします。
- 介護予防を重視し、できる限り介護が必要な状態にならないよう支援します。

西原町地域包括支援センター

〒903-0127西原町徳佐田159-1（西原敬愛園内4階）☎882-0117、FAX 882-0881

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013



**台風時のごみの収集について**

台風の接近に伴い暴風警報が発令された場合、ごみの収集は中止となります。暴風警報が正午前に解除された場合はその時点から収集を開始しますが、正午を過ぎた時点で解除された場合には、ごみの収集が終日中止となります。

【問合せ】総務部町民生活課 環境係  
☎94515018

**営農指導員が配置されました**

4月から営農指導員として石垣盛康さんが、建設部産業課に配置されました。現在は専業農家の方々の指導を主に任せており、これから農業を始めたい方や家庭菜園を行っている方などの相談にも応じます。ぜひ、気軽にご相談ください。

【問合せ】建設部産業課  
☎94514540

**雨水を利用してみませんか**

【雨水利用促進助成金交付制度】雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。雨水タンクは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることで、大量の雨水が川へ流れ出ないようにするもので、洪水の防止、防災対策として有効です。貯

**制度の内容**

町内で平成26年12月末までに雨水タンクの設置が可能な方に對し、予算の範囲内で助成金を交付します。(先着順)

【対象施設等】  
1. 雨水利用のための雨水タンクの設置  
2. 下水道への接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事

※1基の有効貯水量1m<sup>3</sup>以上、1世帯同居世帯は1世帯とみなす)につき1施設

【交付額】  
雨水タンクの設置または改造工事1件につき5万円。要した費用の額が5万円未満の場合は、その要した費用の額とします。

※重複して交付を受けることはできません。

【問合せ】建設部土木課計画係  
☎94514415

**沖繩海区漁業調整委員会委員選挙人名簿掲載申請について**

毎年、申請に基づいて「沖繩海区漁業調整委員会委員」の選挙人名簿が作成されます。(漁業法第89条)

**名簿から登載漏れになります**

と、たとえ選挙権があっても投票することができません。次のどれかひとつに該当する方は、必ず定められた期間内に申請してください。

1. 海区に沿う市町村内(西原町内)に住所または事業場を有するものであって、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事するもの(法人含む)

2. 知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの。

3. 海区漁業調整委員会の委員または漁業協同組合もしくは漁業協同組合連合会の役員であつて、その委員または役員に就任後、右記1、2に該当しなくなつたため選挙権を失つた者(この場合に該当する者は委員または役員でその任期中及び退任後最初に執行される選挙に限る)

【申請の現在日】平成26年9月1日(月)

【申請の期間】9月1日(月)から9月5日(金)まで

【申請の配布場所】西原町選挙管理委員会(総務部総務課内)

【問合せ】西原町選挙管理委員会  
☎94515011

**知っていますか・建退協制度**

建退協制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的

**に設立された退職金制度です。**

この制度は、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたいときに建退協から退職金を支払う、いわば建設業界全体での退職金制度です。

【加入できる事業主】建設業を営む方

【対象となる労働者】建設業の現場で働く人という

【掛け金】月額310円

【問合せ】最寄の建退協支部へお問い合わせください。

建退協沖繩県支部  
☎87615214

**わが社にも退職金制度を**

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。

【問合せ】(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部  
☎03(6907)1234

**愛の贈りもの**

■西原町人財育成会へ、寄附をいただきました。暖かい心遣いに、深く感謝申し上げます。

♥(有)沖繩クリーン工業(前田勝也代表取締役より 20万円の寄附がありました。

**町内相談機関** ~悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください~

**総合相談** 日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。

※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。予約優先

時間/10時~16時(12時~13時を除く)

月/福祉相談【宮良律子】...生活のための手段や生活費に関する相談

火/障害福祉なんでも相談【儀間優子】...障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

水/法律相談【垣花豊順(弁護士)】...法律に関するあらゆる相談

※相談時間:13時~16時

木/消費生活相談【大城恵美】...衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談

金/悩みごとなんでも相談【諸見里美和】...どこに相談したらよいのか、一人で悩んでばかりで、解決策がみつからないなど、悩みごとなんでも相談

問合せ 西原町社会福祉センター内総合相談所  
☎835-8822または945-3651 FAX946-6777

**なんでも相談(窓口相談)** 生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。

相談日時 毎月第1・第3火曜日(相談日が祝日の場合は翌週)10時~16時(12時~13時を除く)

場所 西原町役場

相談員 上木律子

問合せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

**教育相談** 不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月~金曜 8時30分~17時15分(12時~13時を除く)

相談員 与那覇 力、佐久川 弥生、宮城道子、小波津米子

問合せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

※平成26年4月から西原町中央公民館に移転しました。

**行政相談** 国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

相談日時 基本は随時。8月は、巡回相談はありません。

【10時~16時(12時~13時を除く)】

相談員 行政相談委員 大城 恵子 ☎946-6404

問合せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

**人権相談** 近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

相談日時 随時

相談員 知花正、富貴信子、仲宗根好美、與那嶺等、伊礼キヨ、崎原菊江

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

**法律相談** 弁護士による法律に関する相談 ※要事前予約

法律相談 弁護士による法律に関する相談

相談日時 第3火曜日14時~17時30分

場所 西原町役場

相談員 弁護士 永吉盛元

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

**精神障害者相談** 精神的な悩みに関する相談

相談日時 月・火・木・金:9時~12時、14時~18時/水・土:9時~12時

相談員 医師 城間政州

問合せ 城間医院 ☎945-4551

**地域包括支援センター** 高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時

相談員 玉城、与那嶺、新垣

問合せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

**平成25年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について**

**I. 情報公開制度の運用状況**

- (1) 公開請求は13件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では財務・税務・財産関係が6件、産業・経済関係が1件、都市計画・開発関係が1件、行政一般関係が5件です。また、実施機関別では町長事務部局が11件、農業委員会が1件、議会が1件となっています。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求件数	公開	一部公開	非公開	不存在による請求拒否	取り下げ	不服申立
13	4	2	0	6	1	0

**II. 個人情報保護制度の運用状況**

- (1) 自己情報に関する請求は38件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報の目的外利用等の届出は37件で、全て外部提供となっています。

表2 自己情報(開示・訂正・削除・中止)の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在による請求拒否	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立
38	36	0	0	2	0	0	0	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011

地域に貢献する企業を目指して

**サンリフォーム沖繩**

西原町字内間 111-2  
☎0120-882-916

- キッチン・浴室・トイレ工事 (西原町指定給水工事業業者)
- 増改築工事
- 防水塗装工事

**相続 遺言 後見人 借金** など 司法書士にご相談ください

完全個室の相談ブース完備。お気軽にご相談ください(要予約)  
※借金問題は初回相談無料です

**きゃん** 司法書士事務所  
土地家屋調査士 与那原町字東浜 23番地2  
代表司法書士 喜屋 武力  
☎882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日 AM9:00~PM6:00



# 生涯学習だより

第220号

平成26年8月1日

生涯学習課 Tel.098-945-5036  
中央公民館 Tel.098-945-3657  
町民体育館 Tel.098-945-8095  
坂田児童館 Tel.098-944-6308  
西原児童館 Tel.098-945-4393  
西原東児童館 Tel.098-944-0976

# と しょ かん 図書館 だより

第118号 西原町立図書館  
TEL.944-4996 FAX.944-4997  
http://library.town.nishihara.okinawa.jp/  
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



**ニシバル歴史の会  
八月歴史講演会のお知らせ**

玉陵碑と廃嫡された尚維衡  
『夢語尚丹王』の著者を招いて、第二尚氏王朝の秘史を解き明かす。

講師 **大盛 永意氏**

日時：八月十七日(日) 十四時～十六時  
場所：西原町立図書館 2階集会室  
定員：約60名(入場無料)

お問い合わせ：教育部生涯学習課文化財係 ☎944-14998

**「マイ箸づくり」親子手作り交流会**

手作り体験活動を通して親子の交流を深め、青少年の健全育成を図るため、親子手作り交流会を実施します。

【日時】8月23日(土) 9:00～12:00  
【場所】西原町中央公民館  
【対象】町内在住の親子 15組(30名)  
【費用】1人300円  
【申込】西原町青少年健全育成協議会(教育部生涯学習課内)へ提出。※定員になり次第、締切となります。  
【締切】8月15日(金)まで  
【問合せ】西原町青少年健全育成協議会 ☎945-5036

西原町立図書館カレンダー 平成26年8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

開館日：火～金 午前10時～午後7時  
土・日 午前10時～午後5時  
休館日：定期休館日(毎週月曜日)  
館内整理日(第3木曜日)  
公休日  
振替休日

印の日は定期休館日です。  
印の日は館内整理日のため休館です(毎月第3木曜日)

平成26年6月の統計

開館日数	24日
貸出点数	18,202点
1日平均貸出点数	759点

**夏休み期間夜間巡回指導実施中!**

日時：8月1日(金)、15日(金)、22日(金) 19:45集合 20:00出発  
場所：西原町町民交流センター西玄関集合、町内を巡回

**中央公民館からのお知らせ**

**LET'S ズンバダンス講座**

日時：9月18日(木)～11月20日(木) 毎週木曜日10:00～12:00  
場所：西原町中央公民館 大ホール  
対象：西原町在住者及び在勤者 30人  
申込期間：8月8日(金)～8月27日(水)  
申込み・問合せ：西原町中央公民館 ☎945-3657

**公民館にピーパーズを植えました**

「ピーパーズを生かす会」の山城直吉さん(同会会長)、西表秀夫さん、島袋女弘さんが、7月17日に中央公民館裏の駐車場の壁面に、21株の苗を植えていただきました。実が採れるのは約4年後になります。楽しみにしてください。  
※ピーパーズとは八重山の島胡椒のことです。グリーンカーテンなどにいいですよ。

**町民体育館からのお知らせ**

◆各区分対抗テニス大会  
日時：5月25日(日) 会場：西原町民テニスコート

優勝	準優勝	第三位
区名 坂田	翁長	兼久

◆各区分対抗ボウリング大会結果  
日時：6月8日(日) 会場：キノワボウル

優勝	準優勝	第三位
区名 幸地高層住宅	内間	上原
男子 崎濱 秀行 永吉 盛彦 喜屋武 英吉		
女子 瀬良垣 孝子 池原 さとみ 相原 末美		

◆各区分対抗卓球大会  
日時：6月15日(日) 会場：西原東中学校

優勝	準優勝	第三位
区名 兼久	小波津団地	小那覇

◆各区分対抗バスケットボール大会  
日時：6月15日(日) 会場：西原町民体育館

優勝	準優勝	第三位
男子 棚原	内間団地	上原・小波津団地
女子 棚原	翁長	内間団地

**坂田児童館(☎:098-944-6308)**

たくさん行事を予定しています。夏休み特集号をみてね。詳しくは児童館へお問い合わせください。

★デザートづくり：おもてなしにどうぞ  
5日(火) 14:00～16:00

★スイーサーづくり  
スイーツのようなスイーサーです  
6日(水) 13:30～16:30

★トトロのペンたて(無料)  
19日(火) 14:00～16:00

**西原児童館(☎:098-945-4393)**

夏休みは多くの行事が予定されており、特集号で予約の案内をしています。定員が達し次第締め切りますので、詳しくは児童館へお問い合わせください。

★工作・ソリティア作り：材料費300円  
6日(水) 14:00～16:00

★ドッチボール大会  
14日(木) 14:00～16:00

★草とり&流しそめん  
21日(木) 10:30～11:30

**西原東児童館(☎:098-944-0976)**

★移動児童館：西原町立図書館  
15日(金) 10:00、14:00

★移動児童館  
16日(土) 10:00～12:00 翁長公民館  
14:00～16:00 掛部久公民館

★さわふじ交流会  
20日(水)  
火おこし機製作、火おこししておやつを焼いてたべるぞ。自由研究にいかがでしょう♪  
対象：小学生と保護者(15組) 参加費：500円

**「あきやまただし展」開催**

期間：8月8日(金)～31日(日) 場所：西原町立図書館閲覧室 内容：「あきやまただし」作品の展示  
いろいろな作品を取り揃えて、みなさまの来館をお待ちしています。どうぞ、ご期待ください。

**開館10周年記念事業Ⅱ 「あきやまただし絵本ライブ」**

日時：8月24日(日) 14:00～15:30(13:30より入室開始)  
場所：西原町立図書館 2階集会室  
講師：あきやまただし

【入場券が必要です。絵本ライブ参加希望の方は、事前に入場券をお受け取りください】  
入場券の受付場所：西原町立図書館(閲覧室カウンターで受付)  
入場券の受付開始：8月14日(木)から  
定員：先着150名  
※ なお当日は、あきやまただしさんの「サイン会」も予定しています

**8月20日(水)、開館10周年!** ※当日は、貸出者にすてきな手作りしおりをプレゼントします。(先着100枚)

**おめでとう・ありがとう展**

場所：エントランスホール

今年で西原町立図書館が開館10周年を迎えるにあたり、本館では、利用者みなさまの声を掲示しています。記憶に残る講演会、講座、そしてところを引きつけられた本、DVD、CDなど、あなたの図書館に関する思い出を書いてください。図書館スタッフはその声を参考に、なお一層みなさまが利用しやすい図書館の充実や行事開催のヒントにしたいと考えています。

**夏休み講座Ⅱ**  
～自由研究～

【日時】8月3日(日) 14:00～  
【場所】西原町立図書館 2階集会室  
【テーマ】「自由研究のテーマ・ヒントをみつけよう」(理科の自由研究)

【講師】渡邊 正俊(沖縄市立美里中学校教諭)  
【対象】小学生(3年生以上の親子) ※高学年は小学生だけでも可

定期行事 (※変更になる場合もございます。ご了承ください。)

紙芝居 (毎月第1、第3土曜日)	日時：8月2日、16日(土) 11:00	場所：おはなしのへや
お話し会 (毎月第2、第4日曜日)	8月はお休みです。	
えいごDEあそぼう! (毎月第2日曜日)	日時：8月10日(日) 11:00	場所：2階集会室
上映会 (毎月第3日曜日)	日時：8月17日(日) 11:00	